

超小型衛星の「きぼう」からの放出機会利用契約

独立行政法人宇宙航空研究開発機構(以下、「機構」という。)及びXXX(以下、「ユーザ」という。)は、国際宇宙ステーション(以下、「ISS」という。))「きぼう」日本実験棟(以下、「きぼう」という。)からの超小型衛星放出機会の利用に関し、以下の各条及び別紙のとおり利用契約書を締結し(以下、「本契約」という。)、ユーザの超小型衛星を「きぼう」から放出する事業(以下、「本事業」という。)を実施する。

(目的・適用範囲等)

第1条 本契約の目的・適用範囲等は次のとおりとする。

(1)目的

本契約は、機構が提供する「きぼう」からの超小型衛星放出機会を利用して、ユーザの超小型衛星「(衛星名)」(以下「超小型衛星」という。)のISSへの輸送、「きぼう」からの放出及びこれに付随する業務を実施するために必要な条件を定めることを目的とする。

(2)適用範囲

本契約は、超小型衛星のISSへ輸送する打上げ機への搭載及び「きぼう」からの放出に向けた安全審査、適合性審査等の技術調整、引渡し・搭載、輸送、放出及びこれらに付帯する事項について適用する。なお、ユーザ自身が行う超小型衛星の設計、製造等の開発、及び「きぼう」からの放出後の運用・利用等(これらのために行う試験・実験を含む)には適用しない。

(3)打上げ機及び輸送時期、「きぼう」からの超小型衛星放出等

超小型衛星は、平成●●年度(←具体的な打上げ時期)に、打上げ機に搭載してISSへ輸送すること、また、「きぼう」から放出することを想定する。なお、ISSへの輸送時期及び「きぼう」からの放出時期については、機構が国際約束等に基づき最終決定するものとする。

2 ユーザは、本事業が「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」(以下「ISSに関する協定」という。)で定める条件の下、行われる作業であることを十分理解したうえで、本契約に係る作業を実施しなければならない。

(ユーザの資格要件)

第2条 ユーザは、自らが日本国の機関、法人、その他団体または個人であることを、機構に対して誓約するとともに、以下の各号の忌避事項に該当するものでないことを保証する。

(1)民事再生法及び会社更生法による再生・更生手続中の者。破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始その他これに類する法的整理手続開始の申立てがある者、その資産について仮差押え、保全差押え若しくは差押えの申

立て又は公租公課の滞納処分を受けている者、その他信用状態の著しい悪化を生じている者

(2) 解散の決議、事業の廃止、事業の譲渡、事業の停止その他の事由により、本契約の履行が著しく困難になったと見込まれる者

(3) 暴力団または暴力団関係者で、以下のいずれかに該当する者

イ 暴力団員と認められる場合

ロ 暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合

ハ 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる場合

ニ 暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、若しくは関与していると認められる場合

ホ 暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合

ヘ 暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められる場合

ト 上記イからへに規定するほか、警察当局からの指導又は見解などにより暴力団関係者と認められる場合

(4) 入札参加資格（全省庁統一資格）を有する場合は、機構による競争参加資格の停止を受けている者

(5) 海外機関等が参加する場合は、次の条件に該当する者

イ 海外機関が、安全保障貿易管理に関する法令等に基づく国連武器禁輸国・地域に該当する国・地域の者

ロ 安全保障貿易管理に関する法令等に基づき、機構の技術情報の提供ができない者

(6) 本契約を履行するために必要な技術的能力及び経済的能力を有しない者

2 ユーザは、自ら行う超小型衛星の開発・打上げ・運用の目的が、ISS が国際協力のもと運営されているプログラムであることを踏まえ、その趣旨に沿った内容であることを機構に対して誓約するとともに、超小型衛星の開発、打上、運用その他超小型衛星に関する活動、これらの活動から得られた成果及び超小型衛星自体が以下の各号の忌避事項に該当するものでないことを保証する。

(1) 公序良俗に反すること

(2) 平和主義の理念に反すること

(3) もっぱら政治又は宗教活動を目的とすること

(4) 条約、法律、法律に基づく命令、条例、規則その他制限に違反する行為を行うこと

- 3 前各項において、ユーザが、機構に対して誓約し、保証した事項が、事実と異なると機構が判断したときは、機構は本事業を中止し、契約を解除することができる。なお、解除による機構の損害について、ユーザは賠償しなければならない。

(機構の義務)

第3条 本契約を実施するため、機構は次の業務を行う。なお、作業に伴う情報及び資料の機構からユーザへの提示、並びに機構がユーザに対して実施する試験・審査等は、原則として日本語で実施する。但し、安全審査資料は英語とする。

(1)準備作業

- イ 打上げ時の環境条件、放出機構とのインタフェース条件及び安全要求等、技術要求の提示。
- ロ 技術調整会、安全審査、適合性審査、打上げスケジュール及び超小型衛星放出スケジュール等のマイルストーンの提示。
- ハ フィットチェックの実施
- ニ オフガス試験の実施
- ホ 技術要求への適合を確認するための以下の技術審査の実施
 - ① 安全審査(超小型衛星開発フェーズに応じて、原則3回)
 - ② インタフェース条件適合性確認審査
- ヘ 第1条第1項3号に定める打上時期に放出するために必要な打上げリソース等の確保

(2)超小型衛星の放出作業

- イ 超小型衛星の引渡しから放出までに必要となるハードウェアの準備
- ロ 引渡しを受けた超小型衛星の衛星搭載ケースへの収納
- ハ 超小型衛星を収納した衛星搭載ケースの輸送用バッグへの梱包
- ニ 射場への輸送用バッグの輸送及び輸送後点検(外観点検のみ)
- ホ 射場作業の実施(輸送機側への引渡し等)
- ヘ ISS/「きぼう」への打上げ
- ト 「きぼう」からの超小型衛星の放出運用(但し、放出は Cold Launch とし、「きぼう」船内での衛星へのアクセスは、RBF ピンの取外し以外行わない)

(3)放出後の作業

- イ 投入軌道情報のユーザへの提供
- ロ 作業記録映像の提供

- 2 前第1項で定める事項以外の作業の実施を、ユーザが機構に対して求めるときは、その追加作業の内容、時期等について機構及びユーザで合意し、本契約を改定の上、実施するものとする。その場合、ユーザは、機構に対して追加作業分の対価を支払わなければならない。
- 3 前第1項3号で提供する作業記録映像の著作権は、機構に帰属するものとする。

(ユーザの義務及び遵守事項)

- 第4条 ユーザは、自らの責任と費用で実施する超小型衛星の開発作業において、機構の提示する「JEM ペイロードアコモデーションハンドブック -Vol.8- 超超小型衛星放出インタフェース (JX-ESPC-101132)」等のインタフェース条件及び安全要求等の諸条件に従って、設計及び製造を行わなければならない。
- 2 ユーザは、自己の超小型衛星の開発作業において、以下の通り、機構の実施する審査の受審及び必要な諸手続きを、自らの責任と費用で実施しなければならない。
- (1) 第3条第1項1号で機構が実施する、安全審査を受審しなければならない。なお、機構の求める安全審査資料は、当該審査日の45日前までに提出しなければならない。左記制約から、安全要求に対する検証としての、機性能試験及び環境試験等は、機構引渡し日1.5か月前までに実施し完了させなければならない。
- (2) 第3条第1項第1号で機構が実施する、インターフェース条件適合性確認審査を受審しなければならない。ユーザは、超小型衛星と放出機構との機械的・電氣的インタフェース、打上げ環境(振動・加速度など)などを定めるインタフェース条件に超小型衛星が適合していることを示す試験、検査又は解析を、審査までに完了させ(機構にて実施するフィットチェック及びオフガス試験を含む)、当該結果を示す書類を機構の求めに応じ審査資料として提出しなければならない。
- (3) 超小型衛星運用のために必要な無線通信規則に規定する国際周波数調整、電波法令等の関連法令に基づく諸手続き他、必要な官辺手続きを、上記2号のインターフェース条件適合性確認審査までに完了させ、その書証を審査の場において機構に提示しなければならない。
- 3 ユーザは、自らの責任と費用で以下の通り機構に超小型衛星を引き渡さなければならない
- (1) 機構の指定する期日(概ね、打上げの1~6か月前)までに、機構に超小型衛星を引き渡さなければならない。引き渡す場所は、機構の筑波宇宙センターまたは機構の指定する場所とする。
- (2) 超小型衛星のバッテリー補充電は、筑波宇宙センターでの引渡し前までに完了させていなければならない。
- 4 ユーザは、第2項の安全審査及びインターフェース条件適合審査のほか、本契約の実施に必要な技術情報(設計情報及び各種試験データを含む)を、機構の求めに応じて機構に開示しなければならない。なお、ユーザは、機構に開示した情報と、実際に製造された超小型衛星等に齟齬がないようにし、設計等に変更があった場合は、速やかにその旨を機構に通知しなければならない。
- 5 ユーザは、機構が今後実施する本制度の改善のため、ユーザの本事業の実施状況の概要等について、アンケート等への協力をしなければならない。
- 6 ユーザは、超小型衛星に係るプレス等の取材対応及び各種公表資料等の作成など、機構の広報・普及活動への協力を行わなければならない。

(契約金額の支払い等)

第5条 ユーザは、本事業の実施の対価として、以下の契約金額を支払わなければならない。

¥ XXXXXXXXXXXXXXXXX

- 2 ユーザは、機構の請求に基づき、別表1により、契約金を支払うものとする。支払いは、機構が発行した請求書の発行日の翌日から起算して30日以内に支払われなければならない。支払いは日本円で行い、振込に要する費用は、ユーザの負担とする。
- 3 本事業を実施するにあたり、第3条第2項で当初想定されていなかった機構の作業項目の追加をユーザが希望するときは、それにともない必要となる機構の費用の増額について、機構及びユーザは協議の上、金額を合意する。
- 4 第3項による増額について合意したときは、本契約を改定し、作業項目等を追加し、契約金額を変更する。
- 5 機構は、超小型衛星の「きぼう」への輸送のために打上げたのちは、第15条で定めるところを除き、いかなる理由があっても契約金の返還は行わない。また、契約金は、実際に機構が要した金額の多寡にかかわらず精算・返還は行わない。

(遅延損害金)

第6条 ユーザが、金銭債務を支払約定期間の末日までに支払わないときは、当該債務額に、支払予定期間満了の日の翌日から納付がなされた日までの日数に応じ、年利6%を乗じて得られる額を、遅延損害金として機構に支払う。

(金銭債務の端数処理)

第7条 機構又はユーザは、損害賠償金又は遅延損害金の総額が10,000円未満であるときは、相互にこれを支払わないものとし、その額に1,000円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

(機構の免責事項)

- 第8条 超小型衛星の機構への引渡しまでの輸送を含め、ユーザの行う、超小型衛星の開発作業(工程管理を含む)、及び放出後の超小型衛星の運用・利用については、機構はユーザに対していかなる義務も負わず、また、ユーザは、第三者に対して、機構に責任があると誤認させる表示等をしてはならない。なお、これらの活動に際して、自己とその関係者又は第三者が被った損害、又はクレーム等への対応についても、機構は、一切の責任を負わない。
- 2 機構は、放出後の超小型衛星の正常な運用・利用、超小型衛星を利用するユーザの研究開発又は事業活動等、ユーザのミッション達成について、なんら保証するものではない。
- 3 機構は、第3条第1項1号でユーザに対して実施する安全審査及びインターフェース条件適合審査において、機構の示したインターフェース適合条件及び安全要求等の諸条件に不適合で

あると、機構が判断したときは、超小型衛星の受領を拒否し、第 14 条又は第 15 条に基づき、以後の作業の一部又は全部の実施を延期又は中止することができる。

- 4 超小型衛星放出後の、当該超小型衛星の宇宙物体登録はユーザの責任と費用で実施し、機構はいかなる責任も負わない。
- 5 ユーザが、本事業を他の法人、団体又は個人との共同研究等（共同開発、共同事業を含む）の一環として実施する場合には、当該共同研究等の相手である第三者との関係はユーザが一切の責任を負い、機構は当該共同研究等の相手方との調整、クレームの対応、又は損害賠償等のいかなる責任も負わないものとする。

（作業の委託及び関係者）

第9条 機構は、第 3 条に掲げる作業の一部を第三者に委託することができる。その場合、あらかじめユーザに対して、書面により通知するものとする。

- 2 ユーザが、本事業に自己の役員及び従業員のほか、自己の学生、研修生及び雇用関係にならない外来の研究者等を参加させるときは、これらの者に対して、本契約を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。また機構及び機構の関係者に対するこれらの者の責任はユーザがすべて負うものとする。

（機構の施設、設備及び機器の使用等）

第10条 ユーザは、本事業を実施するために必要がある場合は、予め機構の同意を得て、各々自身に属する役員及び従業員等（学生・研究者等を含む）を機構の施設内で本事業に必要な作業を行わせることができる。この場合、ユーザは、各々自身に属する役員及び従業員等に、本事業の目的の範囲で、善良なる管理者の注意義務をもって使用させ、施設利用者として従うべき機構の定める安全管理及びセキュリティに関する規程並びに安全管理及びセキュリティについての機構の指示に従い、機構の施設内における秩序を維持し、適正かつ円滑に業務を遂行させるものとする。

- 2 ユーザは、機構の施設、設備等に異状を発見した場合、原因にかかわらず速やかに機構に報告しなければならない。

（事業の成果の帰属）

第11条 本事業の実施により得られた成果は、第 3 条第 1 項 3 号の作業記録映像を除き、全てユーザに帰属する。

- 2 前項のユーザに帰属する成果の権利化等に必要手続きは、ユーザが自己の責任と費用で行うものとする。

（作業記録映像等の利用条件）

第12条 ユーザが、本契約の実施に際し、機構の施設・設備その他の機構の財産の映像又は役職員の肖像を含む映像を撮影しようとするときは、以下の条件で撮影することができる。なお、撮影には、動画の記録のほか、静止画の撮影及び録音を含む。

- (1) 撮影にあたり、事前に撮影目的及び方法を示し、機構の許可を得ていること。
- (2) 被写体に「秘密」「部外秘」等の機密性を要する情報である旨の表示が無いこと。また、撮影場所に「撮影禁止」「撮影機器持ち込み禁止」の表示が無いこと。
- (3) 宇宙飛行士(機構所属かどうかは問わない)を被写体とすることは禁止する。
- (4) 機構の役職員又は関係者を撮影する場合は、本事業の実施に必要な作業と無関係の場面を撮影してはならず、また、無関係な動作等をさせてはならない。
- (5) ユーザの関係者を被写体とする場合であっても、機構の施設内での撮影や、機構の重要な施設・設備、役職員が映りこんだ状況においては、本事業の実施と無関係な場面の撮影をしてはならない。

2 ユーザは、第3条第1項3号により機構から提供された作業記録及び前項により撮影したものの(録音を含む)を使用するときは、以下の条件を遵守しなければならない。

- (1) 作業記録映像、自ら撮影したもの及びそれらの編集・加工等を行った映像を、使用目的を問わず、一般に公開・公開又は第三者に開示・提供しようとするときは、あらかじめ機構の許可を得なければならない。許可を受けるにあたっては、当該映像のほか、使用目的・方法等の企画内容の必要な情報を機構に提供しなければならない。なお、第3条第1項3号により機構が撮影した作業記録映像は、原則として使用目的がユーザの社内利用及び広報活動の場合にのみ許可をする。
- (2) 作業記録映像、自ら撮影したもの及びそれらの編集・加工等を行った映像は、製品・商品又はサービスの販売促進活動等の企業の広告・宣伝活動にはいかなる場合も使用することはできない。

3 前各項の条件に違反していると機構が判断するときは、撮影の許可の取消し又は映像の使用の差し止めを行う。

4 ユーザは、その従業員又は関係者(学生・研究者等を含む)個人が、個人的な目的で機構の施設・設備その他の機構の財産の映像又は役職員の肖像を含む映像を撮影しないよう、また、それら撮影したもの(事前の許可の有無を問わない)を個人的な目的で出版又はインターネット上への公開など、一般に公開又は第三者に開示・提供しないよう必要な措置を講じなければならない。

(秘密情報の取扱い)

第13条 本事業における秘密情報とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本事業の実施により得られた成果のうち、秘密である旨の表示が付された書面、又は有形無形を問わず、機構及びユーザで秘密情報として取り決め、書面により確認されたもの。

- (2) 書類・図面・写真・試料・サンプル・磁気テープ・フロッピーディスク等により、相手方から秘密である旨の表示が付されて開示・交付された情報。
 - (3) 相手方から秘密であることを告げた上で口頭によって開示され、速やかにその要旨を書面で明示し、秘密である旨の表示が付された情報。
- 2 機構及びユーザは、秘密情報を秘密に保持するよう適切に管理し、これを第三者に漏洩し又は開示してはならず、本事業以外の目的に使用してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものについてはこの限りではない。
- (1) 相手方から知り得る以前に、既に公知であるもの。
 - (2) 相手方から知り得た後に、自らの責によらず公知となったもの。
 - (3) 相手方から知り得る以前に、既に自ら所有していたもので、かかる事実が立証できるもの。
 - (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わず適法に知り得たことを証明できるもの。
 - (5) 相手方から知り得た情報に依存することなく独自に得た資料・情報で、かかる事実が立証できるもの。
 - (6) 相手方から公開又は開示に係る書面による同意が得られたもの。
 - (7) 裁判所命令若しくは法律によって開示を要求されたもの。この場合、かかる要求があったことを相手方に直ちに通知する。
- 3 前二項に基づく秘密保持義務は、本契約終了後も有効とする。

(放出時期の延期)

第14条 機構は、以下の事象が発生したときは、超小型衛星の放出時期を延期することができる。

- (1) ユーザの超小型衛星の開発過程の状況から、著しい作業遅延などにより予定した時期に超小型衛星の放出が不可能又は著しく困難であることが判明したとき
 - (2) 安全審査又はインターフェース条件適合性審査の評価結果から、予定した時期に超小型衛星の放出が不可能又は著しく困難であることが判明したとき
 - (3) ユーザの理由を付した延期の申し出があり、機構が妥当と判断したとき
 - (4) 以下のいずれかの事由により、予定した時期に超小型衛星の放出の実施が不可能又は困難になったと機構が判断したとき
 - ① 国際宇宙ステーション計画(「きぼう」及び衛星放出機構を含む。本条項において同じ。)の変更又は技術的な事由その他当初予測できなかった事由の発生
 - ② 天災、紛争その他当事者の責に帰すことのできない止むを得ない事由の発生
- 2 前項の規定により放出時期を延期したときは、機構は、別の放出機会を確保するものとする。
- 3 前項により新たに確保した放出機会では、ユーザが本契約を継続することを望まないときは、延期の理由に応じ、第15条各項の規定により、本契約を解除するものとする。

- 4 前第1項1号から3号の理由により、放出時期を延期したときは、ユーザは、機構が延期に要した追加的費用を、機構の請求に基づき、機構に支払わなければならない。
- 5 前第1項4号の各理由により、放出時期を延期したときは、機構は、延期に要した自らの追加的費用をユーザに請求を行わない。また、この場合、機構は、ユーザが要した追加的費用及び延期に伴う損害賠償(逸失利益を含む)を支払わないものとする。

(契約の解約又は解除)

第15条 機構は、次に定める各号に該当する場合、ユーザと協議のうえ、本契約を解約又は解除できる。

- (1)ユーザの超小型衛星の開発過程の状況(著しい作業遅延を含む)から、超小型衛星の放出が不可能又は著しく困難であることが判明し、それ以降の本事業の遂行が困難であることが見込まれるとき
 - (2)安全審査又はインターフェース条件適合性審査の評価結果から、超小型衛星の放出が不可能又は著しく困難であることが見込まれるとき
 - (3)ユーザの理由を付した中止の申し出があり、機構が妥当と判断したとき
- 2 機構は、次に定める各号に該当する場合、ユーザに対する書面による通知により直ちに本契約を解除できる。
- (1)以下のいずれかの事由により、超小型衛星の放出の実施その他事業の実現が困難になったと機構により合理的に判断される場合(本契約書に定めた時期に超小型衛星の放出を実施することが困難になったと判断される場合を含む。)
 - ① 国際宇宙ステーション計画(「きぼう」及び衛星放出機構を含む。本条項において同じ。)の変更又は技術的な事由その他当初予測できなかった事由の発生
 - ② 天災、紛争その他当事者の責に帰すことのできない止むを得ない事由の発生
 - (2)ユーザについて、破産、民事再生、会社更生等の手続の申立てがなされたとき
 - (3)ユーザが支払停止若しくは支払不能の状態になったとき、仮差押、強制執行、競売等の申立て、又は手形の不渡り、手形交換所の取引停止処分、若しくは租税公課の滞納処分を受けたとき、あるいはこれらの具体的なおそれが生じたとき
 - (4)本事業の実施に必要な知的財産権の侵害等、違法行為がある旨の申し立てが第三者よりユーザに対してなされたとき
- 3 機構及びユーザは、次の各号のいずれかの事態が生じた場合、相手方に対する書面にて事態の是正を要求し、30日以内にかかる事態が是正されない場合は、本契約を解除することができる。
- (1)相手方が本契約の締結又は履行に関し、不正又は不当の行為をしたとき
 - (2)相手方が本契約に違反したとき
 - (3)前各号と同視できるような信頼関係を喪失させる行為を行ったとき

- 4 ユーザは、第1項又は第2項による解除又は解約に伴い生ずる一切の損害について、機構に賠償を請求することができない。
- 5 前各号の契約解約・解除のうち、前第1項1号及び2号により解約・解除するときは、機構は、ユーザから既に契約金を受領済みの場合、解約・解除までに実施した作業分を受領済みの金額から控除した残額を返還するものとする。
- 6 前第2項1号により契約解除する場合は、機構は受領済みの契約金を全額返還するものとする。
- 7 前第1項3号、第2項2号から4号及び第3項により契約解約・解除する場合は、機構は受領済みの契約金の返還は行わない。

(超小型衛星の解除・解約による引き取り)

- 第16条 前条第1項、第2項2号から4号及び第3項により解除・解約するときに、機構が既に超小型衛星を受領していた場合は、ユーザは、機構に対して所有権を放棄することなく、自らの責任と費用(既に「きぼう」にある状態のときは、回収にかかる費用を含む)で、機構から当該超小型衛星を引き取らなければならない。
- 2 前条第2項1号により解除するときに、機構が既に超小型衛星を受領していた場合は、機構はユーザに対して衛星を返却する。この場合、ユーザは、機構に対して所有権を放棄することなく、機構から当該超小型衛星を引き取らなければならない。
 - 3 前各項の規定にかかわらず、ユーザが相当の期間内に超小型衛星の引き取りを行わないときは、機構は任意に当該超小型衛星を廃棄等の処分を行うことができる。その場合、機構が廃棄に要した費用(第1項の場合は回収にかかる費用を含む)を、ユーザが負担するものとする。

(損害賠償責任)

- 第17条 機構及びユーザは、本契約の実施にあたり、相互に善良なる管理者としての義務を負うものとする。
- 2 機構及びユーザは、別紙1の特約に定める「保護される宇宙作業」に該当する活動において生じた、自らの及びその関係者(契約者、その下請け、協力機関、共同研究機関及びこれら関係者の職員をいう。以下同じ。)の職員の傷害若しくは死亡、又は自らの及び関係者の財産の損害若しくはあらゆる種類の滅失について、相手方又はその関係者の故意による場合を除いて、相手方又はその関係者に対して如何なる請求も行わないこととする。本損害賠償請求の相互放棄は、損害を引き起こす側の人、機関若しくは財産が本契約の下の活動に関与しており、かつ損害を被る側の人、機関若しくは財産が本契約の下の活動に関与することによって引き起こされた場合に限り適用される。
 - 3 機構及びユーザは、前項の相互放棄に関して、それぞれの関係者に対して、契約その他の方法により、本契約に従って行われる活動から生じる傷害、死亡、損害又は滅失を理由として他

方当事者及びその関係者に対する全ての請求を放棄することに合意するよう要求することにより、それらの機関にこの損害賠償の相互放棄を拡大することに合意する。

- 4 前二項の相互放棄は、次のものには適用されない。
 - a 当事者とその関係者の間の又は同一当事者の関係者間の請求
 - b 知的所有権に関する請求
 - c 自然人、その遺産管理人、遺族又は代位権者が、自然人の傷害又は死亡を理由として起こす請求
 - d 当事者が自己の関係者に本条と同様の請求権放棄をさせることができなかったことから生ずる損害についての請求
- 5 機構は、別紙1の特約に定める「保護される宇宙作業」に該当する活動及び第13条に定める秘密保持義務に違反する場合を除き、本契約に従って行われる活動に関して、相手方又はその関係者に対し、相手方又は関係者若しくはその役職員の生命、身体又は財産に対する損害若しくはあらゆる種類の滅失について、故意による場合を除いて一切の責任を負わない。

(疑義等の解決)

第18条 本契約の条項について疑義が生じたとき又は業務の実施において本契約に定めのない事項が生じたときには、機構及びユーザは協議の上、解決するものとする。

(紛争の解決等)

第19条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所(本庁)を第一審専属的合意管轄裁判所とする。

2 本契約については、日本法を準拠法とする。

(別紙1)

国際宇宙ステーション契約に関する特約条項

「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」が適用される参加国及び参加主体に対する適用

(総則)

第1条 ユーザは、契約の履行に当たっては、「民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及びアメリカ合衆国政府の間の協定」(平成13年条約第2号。以下「新協定」という。)に準拠して定めるこの特約条項に従うものとする。

(定義)

第2条 この章における用語の定義は次のとおりとする。

- (1)「日本国政府」には、機構を含む。
- (2)「参加国」とは、ベルギー王国、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、オランダ王国、ノルウェー王国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国並びに新協定第25条3の規定に従って新協定に加入することのある欧州のその他の国のうち、新協定が効力を生じた締約国、カナダ、ロシア連邦及びアメリカ合衆国をいう。「参加国」には、各参加機関の協力機関即ち、カナダ政府についてはカナダ宇宙庁を、前段に掲げる欧州諸国政府については欧州宇宙機関を、ロシアについてはロシア航空宇宙庁を、また、アメリカ合衆国については航空宇宙局を含む。
- (3)「参加主体」とは、カナダ政府、前号に掲げる欧州諸国政府及び新協定第25条3の規定に従って新協定に加入することのある欧州のその他の政府であって一の参加主体として集団的に行動するもの、ロシア連邦政府並びに合衆国政府をいう。
- (4)「国際宇宙ステーション」とは、新協定付属書に掲げるすべての要素(新協定に定めるところに従い、発展を通じ国際宇宙ステーションに追加されるすべての能力を含む。)をいう。
- (5)「関係者」とは、次の者をいう。
 - ① 参加国又は日本国政府との契約者又はその再委託・下請契約者(あらゆる段階の再委託・下請契約者を含む。)
 - ② 参加国又は日本国政府にとっての利用者又は顧客(あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。)
 - ③ 参加国又は日本国政府にとっての利用者若しくは顧客(あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。)との契約者又はその再委託・下請契約者(あらゆる段階の再委託・下請契約者を含む。)

約者を含む。)

この(5)の規定は、いずれかの国又はその政府機関若しくは団体であって、上の①から③までのいずれかの者と同一の形態により参加国との関係を有するもの又はその他の形態により本条(7)に定義する「保護される宇宙作業」の実施に従事するものについても適用する。「契約者」及び「再委託・下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。

(6)「損害」とは、次のものをいう。

- ① 人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡
- ② 財産の損傷若しくは滅失又はその利用価値の喪失
- ③ 収入又は収益の喪失
- ④ 他の直接的、間接的又は二次的な損害

(7)「保護される宇宙作業」とは、新協定、了解覚書(国際宇宙ステーションのための協力に関するNASAとカナダ宇宙庁との間、NASAと欧州宇宙機関との間、NASAと日本国政府との間及びNASAとロシア航空宇宙庁との間の了解覚書をいう。)及び実施取決め(了解覚書を実施するためのNASAと他の協力機関との間の二者間又は多数者間の取決めにいう。)の実施として地球上若しくは宇宙空間で行い又は地球と宇宙空間との間を移動中に行う打上げ機、国際宇宙ステーション及び搭載物に係るすべての活動をいう。「保護される宇宙作業」には、少なくとも次の活動を含む。

- ① 打上げ機、移動機、国際宇宙ステーション、搭載物又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務の研究、設計、開発、試験、製造、組立て、インテグレーション、運用又は利用
- ② 地上支援、試験、訓練、シミュレーション、誘導・制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係るすべての活動

なお、ここでいう「打上げ機」とは、搭載物若しくは人を運ぶ物体(若しくはその一部)であって、打上げ予定のもの、地球から打ち上げられたもの又は地球に帰還しつつあるものをいう。また、「搭載物」とは、打上げ機に搭載され又は打上げ機で使用されるすべての財産及び国際宇宙ステーション上に搭載され又は国際宇宙ステーション上で使用されるすべての財産をいう。

「保護される宇宙作業」には、新協定に定めるところに従い、国際宇宙ステーションの発展に係るすべての活動を含む。

「保護される宇宙作業」には、搭載物を国際宇宙ステーションから回収した後地上で行う活動であって、新協定の実施としての国際宇宙ステーション関連活動以外の活動における使用を目的として当該搭載物の生産物又は当該搭載物内の作業方法を更に開発するために行うものを含まない。

(損害賠償に係る請求の放棄)

第3条 国際宇宙ステーションを通じての宇宙空間の探査、開発及び利用への参加を助長するため、損害賠償責任に関する請求の参加国、日本国政府及び関係者による相互放棄を確立するという

新協定第16条の目的に鑑み、ユーザは、「保護される宇宙作業」から生ずる損害についての請求であって、次の(1)から(3)までに掲げる者に対するものをすべて放棄するものとする。但し、この放棄は、損害を引き起こした者又は財産が「保護される宇宙作業」に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が「保護される宇宙作業」に関係していたために当該損害を受けた場合に限り適用する。この放棄は、当該請求の法的基礎がいかなるものであるかを問わないものとする。

- (1) 参加国
- (2) 参加国の関係者
- (3) (1)又は(2)の被雇用者

2. 前項の規定にかかわらず、この放棄は次の請求には適用しないものとする。

- (1) 日本国政府又はその関係者に対する請求
- (2) 自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくはそれぞれの代位権者(代位権者が参加国である場合を除く。)によって行われる請求
- (3) 故意によって引き起こされた損害についての請求
- (4) 知的所有権に係る請求
- (5) 参加国が責任に関する相互放棄を第4項に従って自己の関係者に及ぼすことができなかったことから生ずる損害についての請求

3. この契約期間中にユーザに生じた損害については、この契約の終了後においても前二項の規定を適用するものとする。

4. ユーザは、この契約業務を第三者に再委託し又は下請させる場合には、当該第三者との契約により、当該第三者に対し、この条においてユーザがなすところと同じ内容の請求放棄を行うよう措置するものとする。この場合には、ユーザは、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しを機構に提出し、その確認を得るものとする。当該業務に関し更に再委託又は下請(あらゆる段階の再委託又は下請を含む。)が行われる場合には、本項第1文及び第2文に定めるユーザの再委託又は下請の例によるものとし、ユーザはこのために必要な措置を講ずるものとする。

(データ及び物品の保護)

第4条 ユーザは、参加主体がその協力機関を通じ新協定第19条に基づき日本国政府に移転した技術データ及び物品(以下「技術データ等」という。)のうち、当該協力機関により輸出管理上又は所有権的権利上保護されるべき技術データ等について、日本国政府並びにその契約者及び再委託・下請契約者が当該技術データ等を利用するに当たっての具体的な条件を示すため、表示その他の方法による特別の指定(以下「表示等」という。)が行われているものを、この契約

の目的のために機構を通して二次的に移転されたときには、当該表示等に示されている条件に従って取り扱うものとし、また、次の(1)及び(2)に掲げる措置を講ずるものとする。ただし、ユーザは、機構から表示等が付されていない技術データ等の移転を受けた場合には、国内法令等によって別段の制限を受ける場合を除くほか、制限を受けることなく利用することができる。

- (1)ユーザは、技術データ等についての管理及び取扱い規則を定め、機構の承認を得ること。
- (2)ユーザは、機構から技術データ等の移転を受けた場合には、その都度、速やかに管理責任者並びに使用場所等、管理及び取扱いに必要な事項を機構に報告すること。

2. ユーザは、表示等が付された技術データ等をこの契約の目的以外に利用、複写又は開示しようとする場合、または、第三者に利用させようとする場合には、機構を通じて提供側の参加国から書面による許可を得た場合に限り、これらのために技術データ等を利用できるものとする。ここにいう「第三者」には、第5項に規定する再委託契約者及び下請契約者は含まないものとする。
3. 機構は、第1項に定めるユーザの義務の履行を確認するため、報告の徴収又は立入検査等の必要な措置をとることができる。この場合、ユーザはこれに協力しなければならない。
4. ユーザは、この契約の期間中に機構から移転を受けた技術データ等については、この契約の終了後においても、前各項の規定に従い取り扱うこととする。但し、機構を通じて提供側の参加国から書面による許可を得た場合はこの限りではない。
5. ユーザは、この契約業務を第三者に再委託し又は下請させる場合には、当該第三者との契約により、この条においてユーザについて規定するところと同じ内容の義務を当該第三者が遵守するよう措置するものとする。この場合には、ユーザは、当該第三者との契約書の全部又は必要な部分の写しを機構に提出し、その確認を得るものとする。当該業務に関し更に再委託又は下請(あらゆる段階の再委託又は下請を含む。)が行われる場合には、本項第1文及び第2文に定めるユーザの再委託又は下請の例によるものとし、ユーザはこのために必要な措置を講ずるものとする。
6. 本契約における「宇宙開発に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協力に関する交換公文(昭和44年7月31日付)」等に基づきアメリカ合衆国から輸入した技術又は機器に関する秘密保全に関する規定は、新協定に基づき受領した技術データ等については適用しない。

(特約条項の優先)

第5条 この特約条項に本契約と異なる定めがある場合には、特約条項の定めるところによる。

(疑義等の解決)

第6条 この特約条項に定める事項について生じた疑義については、新協定の趣旨に則り、ユーザと機構で協議の上解決するものとする。

(別表1)

支払計画表

支払時期	金額	備考

支払計画は、以下の条件により策定する。

- ・支払時期は、機構作業の開始前とする。